

学校事務の共同実施！！

共同実施だより《平成24年度 第1号》

【発行責任者】

宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会
事務局長 小松 茂 文

平成24年7月17日発行

学校事務の共同実施2年目を迎えて

宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会
小学校長会代表 藤岡 邦夫
(宇部市立万倉小学校長)

昨年度から、宇部市公立小・中学校全37校による学校事務の共同実施が始まりました。昨年度のアンケート結果によると、市内のほぼ80%の教職員がそのことを知っていると考えており、これからも実施目的や内容等の周知を継続していかねばならないと思います。

2年目を迎え、事務改善に取り組んできた成果も確実に出て、より正確で質の高い事務を提供することができるようになりました。その一つに、今年度から「宇部市立小・中学校文書取扱要綱」と「宇部市立小・中学校徴収金等取扱方針」が施行されることがあげられます。これらは、事務処理の効率化だけでなく、さらに事務処理の適正化を図ることを目的とするものです。このことは、保護者、地域住民に対して説明責任を果たすことでもあります。

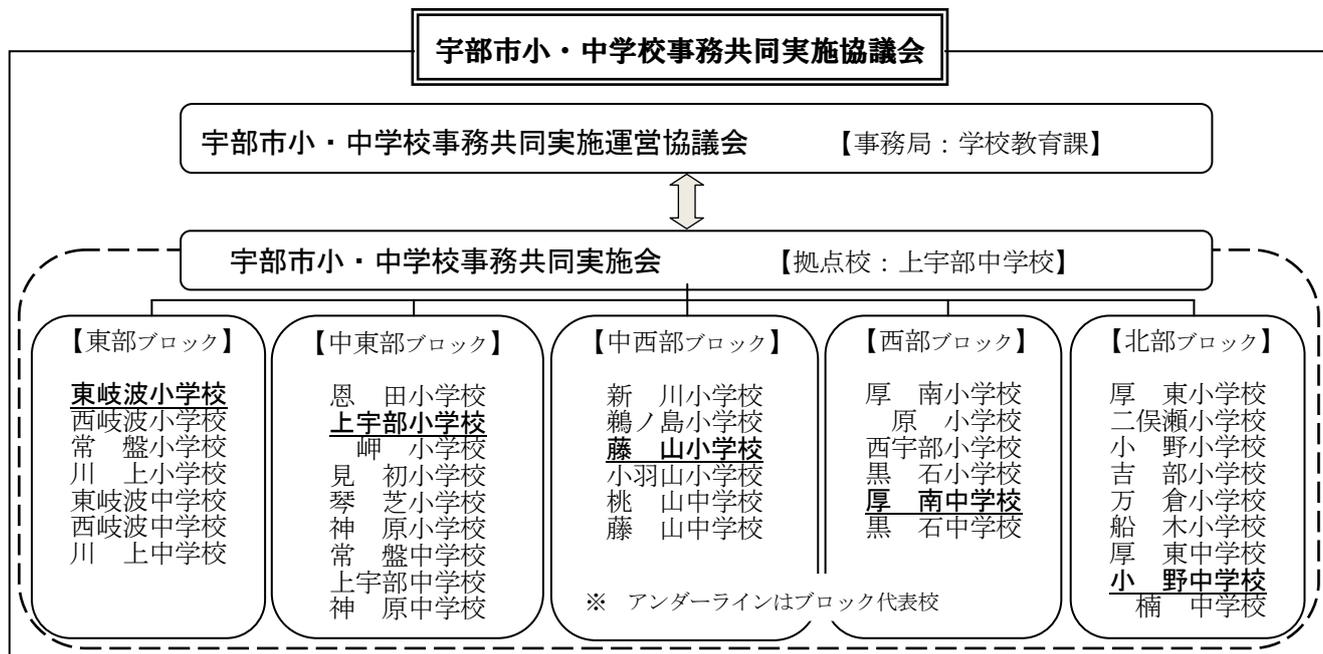
さらに、人材育成のための支援体制が整備されているので、新規採用、臨時的任用事務職員等への積極的かつ細やかな支援が行われています。本校もその一つで、事務職員はもちろん、私自身も拠点校専任事務職員の温かい支援に心より感謝しています。共同実施をしていることが、「正確で質の高い事務の提供と学校の活性化」につながっていることを大いに実感しました。それと同時に、事務職員の異動時において、年度当初の事務処理が円滑に行えるようにするためにも、市内小・中学校における事務処理を統一しておくことが何よりも大切なことだと思いました。

これからも、学校事務の共同実施の意義、目的、取組状況等を事務職員はもちろん、全ての教職員が共有化しながら事務の共同実施を積極的に推進し、学校を活性化させていきたいと思っています。

《《 共同実施事業の目的は 》》

- (1) 教員が教育に専念できるような環境を整備するための事務処理体制づくり
- (2) 学校事務分野における保護者等に対する説明責任等への支援
- (3) 事務処理の効率・適正化等による、より正確で質の高い事務の提供
- (4) 学校経営に事務職員が参加することによる学校の活性化への支援

《《 取組を行う組織は 》》



◆ 今年度から運営協議会の構成員として、小・中学校教務主任会代表（2名）が追加されました。

